

新宿駅東口地区駐車地域ルールを改定しました (適用地区を歌舞伎町一丁目に拡大しました)

平成30年2月15日より、新宿駅東口地区駐車地域ルールが歌舞伎町一丁目エリアでも適用できるようになりました。変更内容は以下のとおりです。

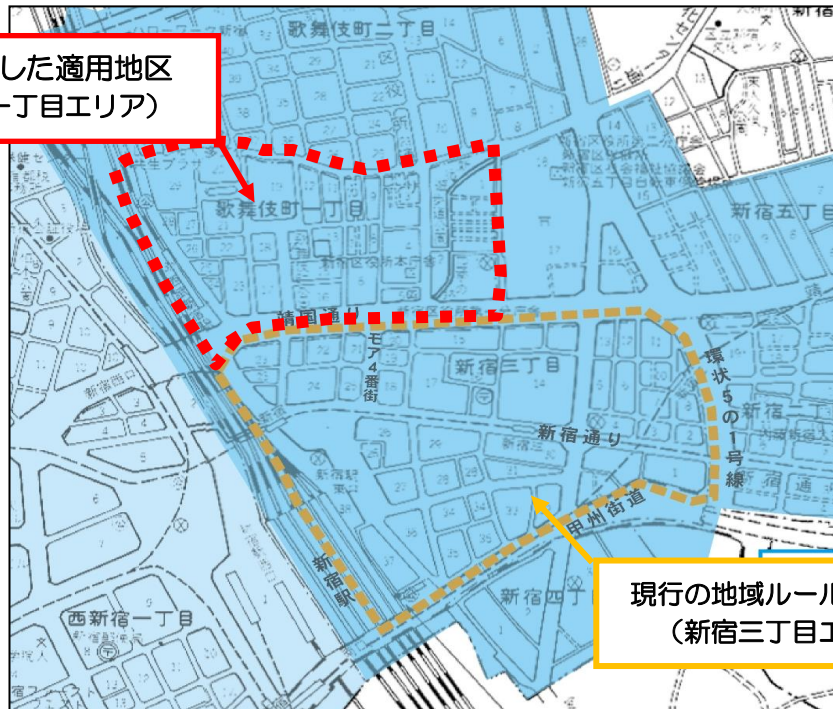
変更内容

• 適用地区の変更

現行の地域ルール : 新宿三丁目

改正後の地域ルール : 新宿三丁目・歌舞伎町一丁目

新たに拡大した適用地区
(歌舞伎町一丁目エリア)



現行の地域ルール適用地区
(新宿三丁目エリア)

地域ルールの施行期日

改正後の地域ルールは、平成30年2月15日から施行しています。

地域ルールの内容等については、事前に新宿区へお問い合わせください。

(問合せ先)

- ▶ 新宿区 都市計画部 都市計画課 都市施設係(本庁舎8階)
新宿区歌舞伎町1-4-1 TEL 03-5273-3547 (直通)
- ▶ 一般社団法人新宿駅東口地区駐車地域ルール運用協議会
新宿区新宿3-9-7 T&TIIビル TEL 03-5369-1864

